

ダイワボウ情報システム株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の繰上償還のお知らせ

平成21年1月9日

社債権者各位

大阪府中央区本町三丁目2番5号
ダイワボウ情報システム株式会社
取締役社長 松本 紘和

当社は、平成20年11月17日の取締役会において、平成16年10月12日開催の取締役会決議に基づき同月28日に発行いたしました、当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を、同新株予約権付社債管理委託契約証書(以下、「社債管理委託契約証書」という。)第1条第9号③に基づき、平成21年2月27日をもって全額繰上償還することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 繰上償還する銘柄
ダイワボウ情報システム株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
2. 繰上償還期日
平成21年2月27日
3. 繰上償還金額
額面100円につき金100円
繰上償還期日以降、社債券裏面記載の償還金支払場所で、社債券と引換えにお支払いいたします。但し、振替債への移行済分については、株式会社証券保管振替機構の業務規程その他同機構が定める規則等の定めによります。
4. 新株予約権の行使について
社債管理委託契約証書の規定では、新株予約権の行使は償還期日の前銀行営業日まで可能とされており、但し、株式等振替制度下においては、実務上必要とされる手続(当社株式の振替を受けるための口座の開設を含む。)の関係上、上記繰上償還期日の直前期間における新株予約権の行使が制約される可能性がありますので、ご注意ください。

新株予約権の行使請求を行い株式へ転換をすることをご希望の方は、行使請求に要する書類が行使請求最終日(但し、上記制約を受ける可能性があります。)までに行使請求受付場所(〒530-0004 大阪府北区堂島浜1丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部 電話:0120-094-777)に到着するよう、ご請求ください。

以上